

個人型
確定拠出年金用

厚生年金基金・確定給付企業年金 移換申出書

殿

改正前厚生年金保険法第144条の6第1項(※1)または確定給付企業年金法第82条の3第1項もしくは第82条の4の規定により、厚生年金基金(※2)または確定給付企業年金から個人型確定拠出年金へ脱退一時金相当額もしくは残余財産の移換を申し出ます。

なお、厚生年金基金または確定給付企業年金から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いるものであることを前提に、本申出書を移換先の個人型確定拠出年金の実施機関に提供することについて同意します。

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)により、なおその効力を有するものとされています。

※2 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいいます。

届書コード	届出区分			
02031	<input type="radio"/> 厚生年金基金から資産を移す <input type="radio"/> 確定給付企業年金から資産を移す			
基礎年金番号		氏名	生年月日	性別
		フリガナ	年 月 日	① 男 ② 女
			⑤ 昭和 ⑦ 平成	
市区町村コード	住所			
	フリガナ			
	〒 - ()			
	連絡先電話番号 (- -)			
	(都 道 府 県) (市 区 町 村)			

移換先	運用関連 運営管理機関	登録番号	運用関連運営管理機関名称
		0 0 0 0 2 2 3	株式会社SBI証券

移換元制度の加入員番号

※※※ 以下の項目は厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関が記入する欄です ※※※

移換可否決定通知書

殿 (移換可の場合は国民年金基金連合会名称、移換不可の場合は移換申出者名をご記入ください)

【資格確認結果】「移換可」、「移換不可」のいずれかに「✓」を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 移換可：資格確認の結果、「移換可能」と認められましたので通知します。
<input checked="" type="checkbox"/> 移換不可：資格確認の結果、下記の理由により「移換不可」となりましたので通知します。

移換元	基金・規約番号	名称	担当部署及び担当者
	⑥ 厚生年金基金 ⑦ 確定給付企業年金		
	住所		FAX番号
	〒		
総幹事 受託機関	名称		
資格喪失年月日			
7 平成 9 令和	年	月	日

書類到着時に必ず下記受付年月日の記入をお願いします。

移換可否 決定者 証明欄	移換可否を決定した証明者(理事長、事業主など)の表示をしてください。

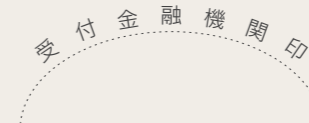
受付年月日			
9 令和	年	月	日

◎厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関の実務ご担当者様へのお願ひ移換が可能であることが認められましたら、この書類を左記の移換申出者若しくは移換先の運用関連運営管理機関に郵送してください。

※※※ 以下の項目は移換先 運用関連運営管理機関若しくは受付金融機関が記入する欄です ※※※

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事セ確認
個人型年金加入申出書	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>

受付金融機関	
0 9 8 8 0 4 0 0 0 0	株式会社SBI証券
9 令和	年 月 日



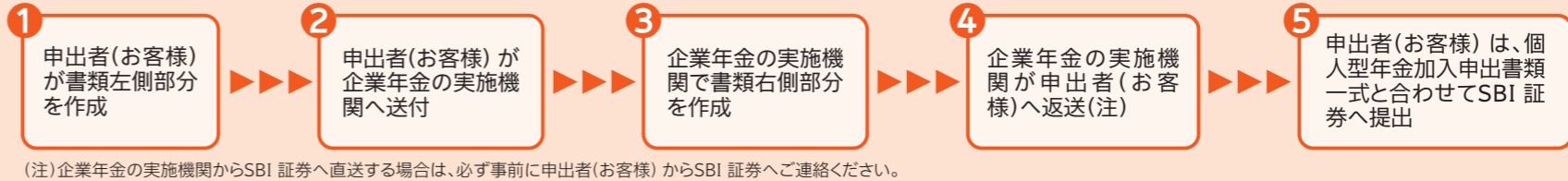
厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書 / 移換可否決定通知書(セレクトプラン) 記入ガイド



注意事項

- この申出書の右側部分[移換可否決定通知書]へ、企業年金の実施機関であらかじめ証明を受けた後にSBI証券へご提出ください。
(お申出に際しましては、個人型確定拠出年金で掛金の拠出手続きをいただく必要があります。)
- 移換のお申出には、制約があります。
この記入ガイド左側部分下段「移換申出にあたっての留意事項」をご確認ください。

書類の流れ



お客様へ お願い

- SBI証券へのご提出前に、右側部分の移換可否決定者証明欄への記入漏れがない事をご確認ください。
- 右側部分は企業年金の実施機関で記入いただく欄です。厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関であらかじめ証明をいただいでください。
*「移換可」の場合のみ、お手続きいただけます。

- お申出される方が記入いただく欄です。

1 企業年金の名称をご記入ください。

- 2
- 届出区分
 - 基礎年金番号
 - 氏名
 - 生年月日
 - 性別
 - 住所
- をご記入ください。
- 連絡先電話番号
- 日中に問合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

個人型確定拠出年金用 厚生年金基金・確定給付企業年金 移換申出書

1 年金建設厚生年金基金

改正前厚生年金保険法第144条の6第1項(※1)または確定給付企業年金法第82条の3第1項もしくは第82条の4の規定により、厚生年金基金(※2)または確定給付企業年金から個人型確定拠出年金へ脱退一時金相当額もしくは残余財産の移換を申し出ます。
なお、厚生年金基金または確定給付企業年金から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いるものであることを前提に、本申出書を移換先の個人型確定拠出年金の実施機関に提供することについて同意します。

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)により、なおその効力を有するものとされています。
※2 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいいます。

届書コード 02031	届出区分 <input type="radio"/> 厚生年金基金から資産を移す <input checked="" type="radio"/> 確定給付企業年金から資産を移す
基礎年金番号 1183-729641	氏名 フリガナ カクテイ ハナコ 確定 花子
生年月日 昭和 53 01 23 平成	性別 ① 男 ② 女
市区町村コード	住所 フリガナ チバ チバシミハマ マルマル シカクシカク 〒261-0011 千葉 千葉県美浜市 〇〇 □-□ 連絡先電話番号(063-000-0000)
移換先 運用関連 運用管理機関	登録番号 0000223
	運用関連運用管理機関名称 株式会社SBI証券
	移換元制度の加入員番号

※※※ 以下の項目は厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関が記入する欄です ※※※

1 国民年金基金連合会 移換可否決定通知書

(移換可の場合は国民年金基金連合会名称、移換不可の場合は移換申出者名をご記入ください)

【資格確認結果】「移換可」、「移換不可」のいずれかに「✓」を記入してください。

移換可: 資格確認の結果、「移換可能」と認められましたので通知します。

移換不可: 資格確認の結果、下記の理由により「移換不可」となりましたので通知します。

2

基金・規約番号 66 厚生年金基金 77 確定給付企業年金 00999	名称 年金建設厚生年金基金	担当部署及び担当者 システム管理課 年金 次郎
住所 〒231-0062 神奈川県横浜市中区〇〇 □-□	連絡先電話番号 045-000-0000	FAX番号 045-000-9999
移換元 総幹事 受託機関	名称 年金信託銀行(株)	
資格喪失年月日 7 平成 9 令和 01 10 31	受付年月日 9 令和 年 月 日	

書類到着時に必ず下記受付年月日の記入をお願いします。

3

4 移換可否決定者証明欄

移換可否を決定した証明者(理事長、事業主など)の表示をしてください。

年金建設厚生年金基金
理事長 年金太郎

◎厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関の実務ご担当者様へのお問い合わせが可能なことが認められましたら、この書類を左記の移換申出者若しくは移換先の運用関連運用管理機関に郵送してください。

- 企業年金の実施機関で必ず証明ください。

1 移換可の場合、国民年金基金連合会をご記入ください。

2 資格確認結果欄へご記入ください。

3 移換元欄へご記入ください。
●担当部署がない場合は、担当者名のみご記入ください。

4 移換可否決定者証明欄および受付年月日欄へご記入ください。
※受付年月日は、資格喪失日より後の日付をご記入ください。

移換申出にあたっての留意事項

- この申出書は、個人型確定拠出年金への移換について、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所での証明も兼ねています。(右の「移換可否決定通知書」の部分)
- この申出書は、上記の証明を受けた後に、移換先の運用関連運用管理機関、若しくは受付金融機関に提出してください。(移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金から直接送付することも可とします。)
- 厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度からの移換は、原則、以下の場合に行なうことができます。
 - (1)個人型確定拠出年金の加入者の資格を有する場合
 - (2)移換元制度の資格喪失後、1年を経過していない場合
- この申出を行う場合は、個人型確定拠出年金の加入申出を行うことが必要です。
この申出書の受付日時点で個人型確定拠出年金の加入申出が行われていない場合には、加入申出書を提出し、それを受け付けた日に移換申出が効力を生じるものとします。
- 複数の厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から資産を移換する場合は、それぞれについて申出書を記入して提出してください。
- 移換した資産の運用割合指定方法につきましては、移換先の運用関連運用管理機関にお問合せください。
- 移換元制度の加入員番号は、本人の特定のために、移換元の厚生年金基金、確定給付企業年金でのみ使用します。